

適正な老齢年金額の年齢階層別分析*

塚 原 康 博

I 序 論

社会保障研究所では、1991年4月4日から5月7日にかけて、東京都に在住の20歳以上の男女を対象に老齢年金の意識調査を行った¹⁾。そこでは、調査対象者にヴィネットをみせ、年金給付額の適正度を判定してもらっているが、その際に調査対象者の属性や年金制度等に関する考え方も聞いているので、調査対象者の属性別の分析も可能となっている²⁾。そこで、本稿では、調査対象者の属性のうち、年齢に注目し、年齢階層別の分析を行うことにしたい。

第Ⅱ節では、分析の前提として、調査対象者を年齢階層別に分けたとき、得られたデータにどのような特性があるのか、そしてデータに偏りがあるのか否かを検討し、第Ⅲ節では、老後の生活に関する年齢階層別意識の分析結果を紹介する。第Ⅳ節では、調査対象者を年齢階層別に分けたとき、望ましい年金給付額に違いがあるのか否かをみるために、ヴィネットにより得られたデータを使用した計量分析を行い、最後の第Ⅴ節では、分析上の問題点を指摘する。

Ⅱ 年齢階層別の標本特性

ここでは、年齢階層を10歳ごとに分けることにした。ただし、80歳代と90歳代の標本数(それぞれ4人と1人)が非常に少ないので、80歳代と90歳代は70歳以上に一括して含めることにした。それゆえ、20歳代、30歳代、40歳代、50歳代、60歳代、70歳以上の6つの年齢階層ができるが、生まれた年を西暦に対応させると、20歳代はほぼ1970年代生まれに対応し、30歳代、40歳代、50歳代、60歳代、70歳以上はそれぞれ、1960年代、1950年代、1940年代、1930年代、1920年代以前の生まれにほぼ対応している。標本数は20歳代が66人(うち男性27、女性39)、30歳代が86人(うち男性47、女性39)、40歳代が83人(うち男性39、女性44)、50歳代が82人(うち男性34、

女性48)、60歳代が69人(うち男性29、女性40)、70歳以上が37人(うち男性20、女性17)であった。

ここで、縦軸に年齢階層、横軸に学歴、住居形態、世帯人員等をとったクロス表を作成し、この表からどのような標本特性を見いだせるのかを検討してみよう。ただし、紙面の都合により、クロス表は割愛し、そこから得られる結果のみを箇条書きすることをお断りしておく。

(1) 学 歴

標本全体では、中学卒の比率が16%、高校卒が44%、短大・高専卒が17%、大学卒が22%、専門学校卒が1%であった。一般的な傾向として、年齢階層が低くなるほど、高学歴化している。これは常識と一致する結論である。

(2) 住 居 形 態

持ち家比率は、全標本において、過半数以上の56%であった。年齢階層が高まるほど、持ち家比率は高まる傾向にあり、40歳代で60%を超え、60歳代で75%、70歳以上で81%となっている。60歳以上では77%が持ち家所有である³⁾。

(3) 世 帯 人 員

標本全体としては、4人世帯が一番多く、その比率は28%であった。次いで、3人世帯が22%、2人世帯が20%であった。年齢階層の上昇とともに、1人から3人もしくは4人に増え、その後、2人に減るというパターンが多くなっている。

(4) 従 業 上 の 地 位

標本全体としては、一般従業員が一番多く、その比率は36%であった。次に多いのは、専業主婦の24%であった。年齢階層別にみると、20歳代では、一般従業員の割合が58%で一番高く、専業主婦と学生が10%を超えている。年齢階層が上昇するにしたがって、一般従業員の割合は低下する傾向にあり、専業主婦の割合は増加する傾向にある。自営業者は40歳代、50歳代、70歳以上で10%を超えており、パート・内職・日雇いは40歳代で10%を超えていた。

(5) 年間世帯収入

20歳代では、200万円から400万円台と900万円台が10%を超えている。後者は親との同居と思われる。30歳代では、400万円から600万円台が多く、40歳代では、600万円から700万円台が多くなっている。50歳代では、600万円から700万円台と1,000万円台が10%を超えている。60歳代からは収入が低下しはじめ、200万円から400万円台が多くなっている。70歳以上では、100万円から300万円台と500万円台が多くなっている。

(6) 健康

調査対象者に健康状態を5段階で自己評価してもらったが、標本全体で、きわめて健康な人の比率が50%、やや健康な人が36%、どちらともいえない人が6%、やや不健康な人が7%、きわめて不健康な人が0.5%であった。健康な人の比率が大きい、年齢階層別にみると、年齢階層が上昇するほど不健康になるという結果が得られている。これも常識と一致する結論である。

以上のことから、年齢階層別の標本特性が常識と一致した結論を示している場合が多いので、抽出された標本に偏りがないと判断してよいと思われる。

III 老後の生活に関する年齢階層別意識

本節では、老後の生活に関する年齢階層別意識の分析結果について紹介することにした。ここでも、縦軸に年齢階層、横軸に老親と同居すべきか否か、個人年金加入意思の有無、老後の生活の主な収入源等をとったクロス表を使って分析を行うことにする。ただし、紙面の都合により、表は省略する。

(1) 老親と同居すべきか

全標本において、同居すべきが40%、同居しなくてよいが52%、無回答もしくはわからないが8%であった。年齢階層別にみると、20歳代と70歳以上で同居すべきの割合が比較的高く、それぞれ52%と54%になっている。30歳代、40歳代、50歳代と年齢階層が上がるにつれて、同居すべきの比率が30%台まで下がり、同居しなくてよいの比率が60%台まで上がっている。60歳代では、同居すべきの比率が50歳代より上がっているが、同居しなくてよいの比率が50%を上回っている。若年・高年齢層と中年層で同居意識の違いがみられるようである。このような意識差が生じる理由として、若年層は同居によって親から面倒をみてもらえ、高年齢層は子から面倒をもらえる反面、中年層は親の面倒をみなければならぬことを反映しているように思われる。

(2) 個人年金への加入意思

全標本において、すでに加入している人が27%、まだ加入していないが加入意思のある人が14%、加入意思のない人が57%であった。年齢階層別にみると、加入している人の比率は、30歳代と40歳代で比較的高く、30%を超えている。加入意思のある人の比率は、年齢階層が低くなるほど、高くなっている。加入している人と加入意思のある人の比率の合計も、年齢階層が低くなるほど、高くなっており、20歳代から40歳代にかけて50%を超えている。このような現象の解釈は難しいが、ひとつには、高齢化社会において公的年金の財政難が予想されるために、若い世代ほど、公的年金への信頼感が低いことを反映しているためかもしれない。また、別の理由としては、若い世代ほど、経済成長によって所得水準が上昇しているので、リスクを分散させる資産運用の手段として個人年金を選んでいる結果かもしれない。

(3) 公的年金は負担増・給付増がよいか、負担減・給付減がよいか

標本全体では、負担増・給付増に賛成が67%、負担減・給付減に賛成が31%であった。年齢階層別にみると、40歳代を除く他の年齢階層で、負担増・給付増に賛成が67%から69%台であったのに対し、40歳代のみが59%であった。すべての年齢階層で、過半数以上の人が負担増・給付増に賛成しているが、40歳代でその比率がやや低いのは、その年代において、子供の養育費や住宅の取得費がかかるので、負担増は避けたいと判断したためだと思われる。

(4) 老後の生活は主として何に頼るか

標本全体では、公的年金に頼る人の比率が一番高く、39%であった。次に高いのは、働いて稼ぐ人の比率で、23%であった。退職金・貯蓄に頼る人の比率は18%で、3番目であった。財産収入に頼る、子に頼る人の比率は、10%以下で、それぞれ8%と2%であった。年齢階層別にみると、20歳代と30歳代では、働いて稼ぐ人の比率が一番高く、いずれも30%を超えている。年齢階層が高くなるにつれて、働いて稼ぐ人の比率は減少している。子に頼る人の比率は、20歳代から40歳代にかけて0%であるが、70歳以上では14%である。公的年金に頼る人の比率は、20歳代と30歳代では、20%台であるが、40歳代では、30%台、50歳代では、40%台、60歳代では、50%台と上昇し、70歳以上では、60%に達している。退職金・貯蓄に頼る人の比率は、20歳代から40歳代にかけて比較的高く、20%を超えている。以上のことから、老後の生活は、低い年齢階層ほど、自分の力（労働能力や貯蓄）に頼ろうとし、高い年齢階層ほど、国の年金や子による扶養に

頼ろうとしていることが読み取れる。

IV 適正な老齢年金額の年齢階層別分析

本節では、本稿のメインテーマである適正な老齢年金額の年齢階層別分析を行う。調査対象者を年齢階層別に分け、得られたヴィネットをデータとして使い、4つの年金受給世帯パターンごとに以下のような回帰式を推定した。

(1) 独身男性

$$E = C + a_Y Y + a_H H + a_B B + e \quad (1)$$

ただし、 E =年金が適正かどうかの評価（+3から-3までの7段階評価）、 C =定数項、 Y =現役時代の平均標準報酬月額、 H =持ち家のダミー変数（持ち家ありならば1、なしならば0）、 B =年金給付月額、 e =誤差項である。

(2) 寡婦

$$E = C + a_Y Y + a_S S + a_H H + a_B B + e \quad (2)$$

ただし、 Y =亡夫の現役時代の平均標準報酬月額、 S =子による扶養のダミー変数（子による扶養ありならば1、なしならば0）である。

(3) 共稼ぎ夫婦

$$E = C + a_Y Y + a_W W + a_S S + a_H H + a_B B + e \quad (3)$$

ただし、 Y =夫の現役時代の平均標準報酬月額、 W =妻の現役時代の平均標準報酬月額である。

(4) 片稼ぎ夫婦

$$E = C + a_Y Y + a_S S + a_H H + a_B B + e \quad (4)$$

予想される回帰係数の符号は、以下のとおりである。

a_Y, a_W =他の条件を一定として、平均標準報酬月額が増えれば、年金給付額も増やすべきであると判断すると予想されるので、そのときの年金給付額は、適正な年金給付額と比べて少ないと感じるであろう。それゆえ、負の符号と予想される。

a_S =他の条件を一定として、子による扶養があれば、年金給付額は少なくともよいと判断すると予想されるので、そのときの年金給付額は、適正な年金給付額と比べて多すぎると感じるだろう。それゆえ、正の符号が予想される。

a_H =他の条件を一定として、持ち家があれば、年金給付額は少なくともよいと判断するだろう。それゆえ、正の符号が予想される。

a_B =他の条件を一定として、年金給付額のみが

増えれば、そのときの年金給付額は、適正な年金給付額と比べて多すぎると感じるだろう。それゆえ、正の符号が予想される。

4つの回帰式は、調査対象者を年齢階層別に分けることによって推計されたが、推計結果は、表1に示されている。ただし、ここでは、(1)式から(4)式の推計を行った結果、10%水準で有意でない変数も含まれていたもので、次に、それらの変数をおとし、推計しなおしてある。それゆえ、表1の推計結果は、10%水準で有意な変数のみを含んだものである。

ここで、表1の推計結果を利用して、適正な年金給付額を求めてみよう。先に述べたように、年金額が適正であると判断される場合、 $E=0$ となっているはずである。そこで、(1)式から(4)式の推計式に $E=0$ を代入して、年金給付額 B について解くと、適正な年金給付額を推計する式が導出される⁴⁾。例として、20歳代の調査対象者が、独身男性の受け取る年金給付額として、どのくらいの金額が望ましいと考えているのかを示す式を導出してみると以下のようになる。

$$B = \frac{2.634394}{0.0000176915} + \frac{0.000002565}{0.0000176915} Y - \frac{0.319522}{0.0000176915} H$$

この式の右辺の各変数に適当な数値を代入してやれば、その変数の数値の条件の下での適正な年金給付額が求められることになる。独身男性以外の年金受給世帯パターンについても同様の式が求められる。

そこで、現役時代の平均月収として8万円から40万円の範囲を考え、世帯パターンの違いや持ち家や子による扶養の有無を考慮したときに、いくらの年金給付額が適正かを調査対象者を年齢階層別に分けて推計してみた。それを直線で示したのが、図1である。ただし、参考のために、調査時点での現行の制度による年金給付も図に示してある。図は、横軸に現役時代の平均月収、縦軸に適正な年金給付額がとってある。

図から明らかなように、すべての年齢階層において、受給世帯のパターンを問わず、現行の制度に比べ、調査対象者が望ましいと考える制度のほうが、切片が大きく、傾きがなだらかになっている。それゆえ、調査対象者が、現行制度よりも年金の最低給付額を引き上げ、低所得者ほど所得代替率（従前所得に対する年金給付額の比率）を引き上げるほうが望ましいと考えていることがわかる。

さらに、いずれの年齢階層においても、いくつかの世帯パターンにおいては、持ち家の有無や子による扶養の有無によって、年金給付額に差をつけることが望ましいという結果も得られている。それゆえ、調査対象者は、

表 1 回帰係数の推定値

20歳代

年金受給世帯 のパターン	重回帰係数						R^2	データ 数
	夫の所得 Y	妻の所得 W	子の扶養 S	持ち家 H	定数項 C	年金月額 B		
(1)独身男性	-0.000002565	—	—	0.319522	-2.634394	0.0000176915	0.37	264
(2)寡婦	-0.0000022933	—	0.300903	0.279497	-2.825783	0.0000186688	0.41	264
(3)共稼ぎ夫婦	-0.0000013474	-0.0000024113	0	0.476003	-2.114317	0.0000101836	0.51	264
(4)片稼ぎ夫婦	-0.0000032927	—	—	0	-2.161712	0.000013641	0.53	264

30歳代

年金受給世帯 のパターン	重回帰係数						R^2	データ 数
	夫の所得 Y	妻の所得 W	子の扶養 S	持ち家 H	定数項 C	年金月額 B		
(1)独身男性	-0.0000029654	—	—	0	-2.47691	0.0000174569	0.40	344
(2)寡婦	-0.0000017214	—	0.22446	0.35467	-3.21669	0.0000191291	0.36	344
(3)共稼ぎ夫婦	-0.0000016177	-0.0000009825	0	0.57682	-2.800539	0.0000115391	0.50	344
(4)片稼ぎ夫婦	-0.0000023864	—	—	0.331615	-2.75601	0.000014593	0.44	344

40歳代

年金受給世帯 のパターン	重回帰係数						R^2	データ 数
	夫の所得 Y	妻の所得 W	子の扶養 S	持ち家 H	定数項 C	年金月額 B		
(1)独身男性	-0.000002969	—	—	0	-2.453034	0.0000182306	0.39	332
(2)寡婦	-0.0000016765	—	0.48945	0.356307	-3.324367	0.0000201915	0.39	332
(3)共稼ぎ夫婦	-0.0000017633	0	0.274211	0.220089	-2.970722	0.0000111515	0.50	332
(4)片稼ぎ夫婦	-0.0000029063	—	0.401557	0.410819	-2.851312	0.0000141591	0.45	332

50歳代

年金受給世帯 のパターン	重回帰係数						R^2	データ 数
	夫の所得 Y	妻の所得 W	子の扶養 S	持ち家 H	定数項 C	年金月額 B		
(1)独身男性	-0.0000022998	—	—	0	-2.799202	0.0000186246	0.41	328
(2)寡婦	-0.0000015276	—	0	0.46245	-3.400219	0.0000206704	0.37	328
(3)共稼ぎ夫婦	-0.0000010179	0	0	0.557267	-2.4526	0.0000089456	0.39	328
(4)片稼ぎ夫婦	-0.0000020432	—	0	0	-2.44506	0.0000126342	0.33	328

60歳代

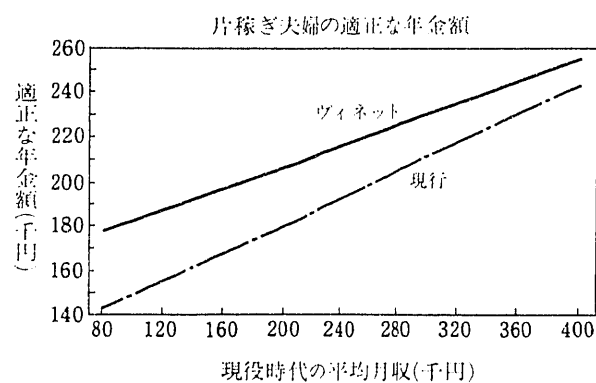
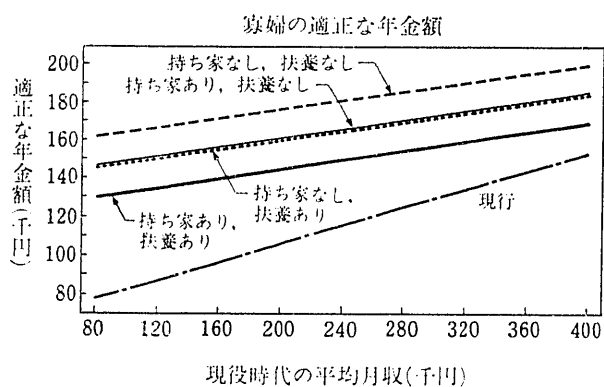
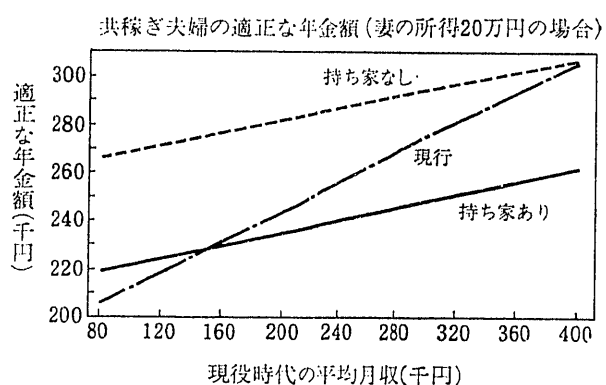
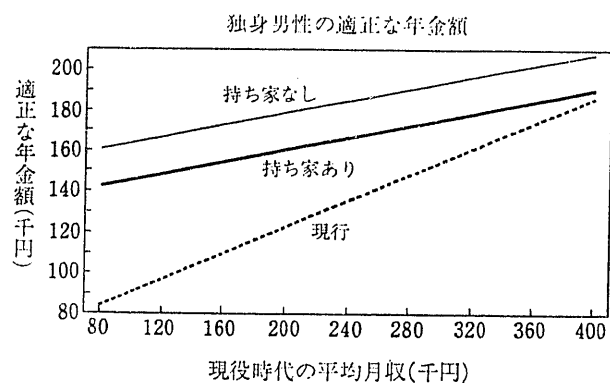
年金受給世帯 のパターン	重回帰係数						R^2	データ 数
	夫の所得 Y	妻の所得 W	子の扶養 S	持ち家 H	定数項 C	年金月額 B		
(1)独身男性	-0.000002355	—	—	0.372878	-3.043518	0.0000182638	0.45	276
(2)寡婦	-0.0000025692	—	0	0.372665	-3.138301	0.0000215404	0.36	276
(3)共稼ぎ夫婦	-0.0000015556	0	0	0.458877	-2.432327	0.0000097889	0.41	276
(4)片稼ぎ夫婦	-0.0000026823	—	0	0.528049	-3.093189	0.000014964	0.41	276

70歳以上

年金受給世帯 のパターン	重回帰係数						R^2	データ 数
	夫の所得 Y	妻の所得 W	子の扶養 S	持ち家 H	定数項 C	年金月額 B		
(1)独身男性	-0.0000018583	—	—	0	-3.097734	0.0000192557	0.41	148
(2)寡婦	0	—	0	0	-3.580947	0.0000215906	0.30	148
(3)共稼ぎ夫婦	-0.0000015427	0	0	0	-2.593673	0.0000108924	0.54	148
(4)片稼ぎ夫婦	-0.0000020144	—	0	0.439949	-2.922974	0.0000142195	0.41	148

(注) 10%水準で有意な変数のみを含んでいる。

20歳代



30歳代

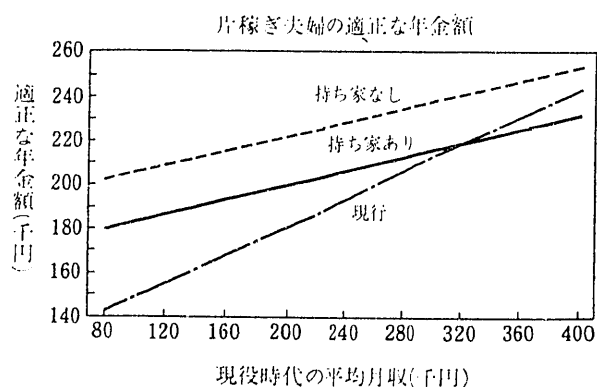
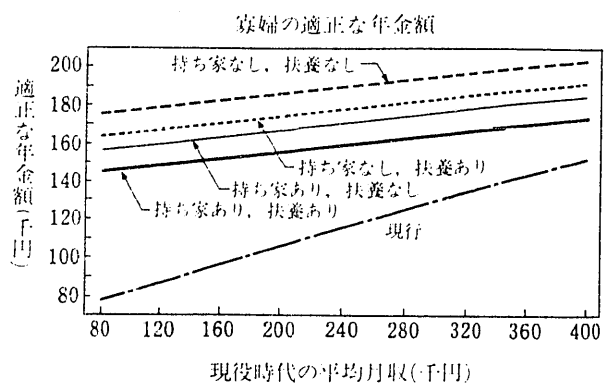
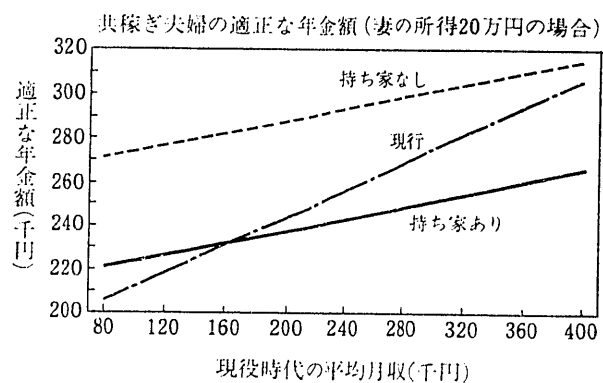
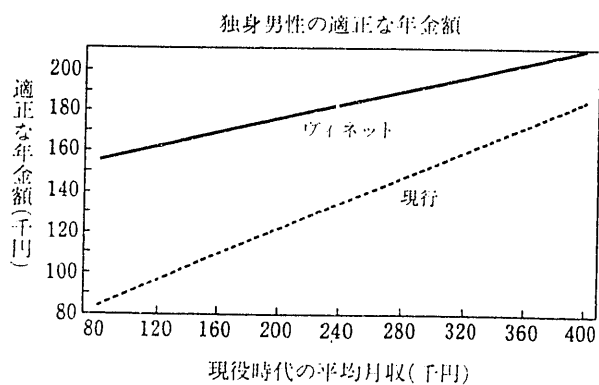
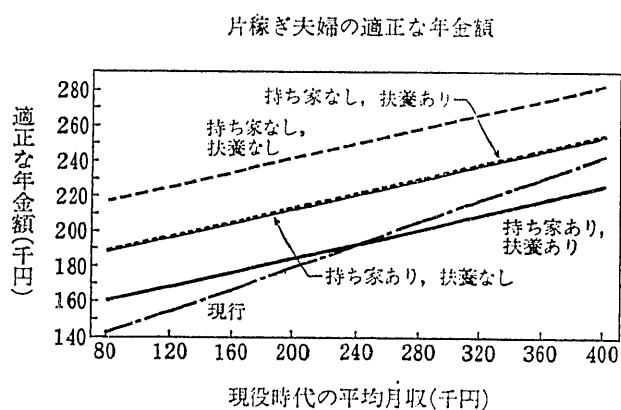
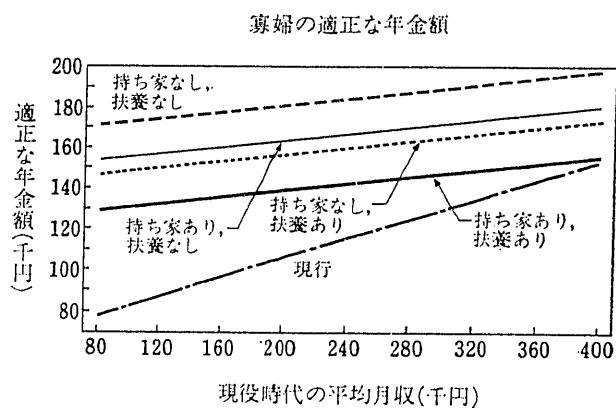
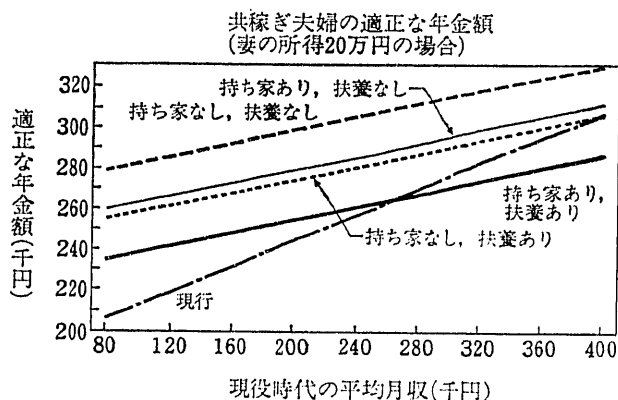
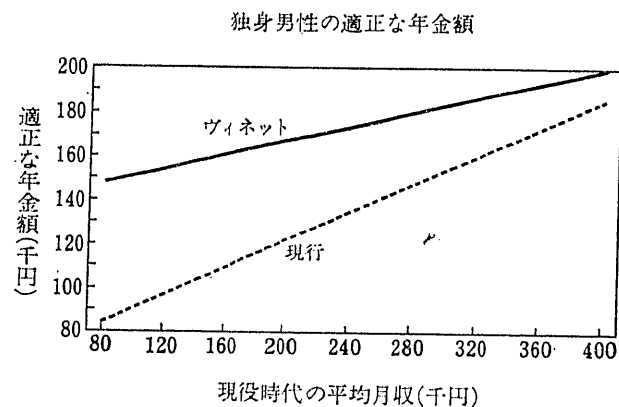


図 1-a

40歳代



50歳代

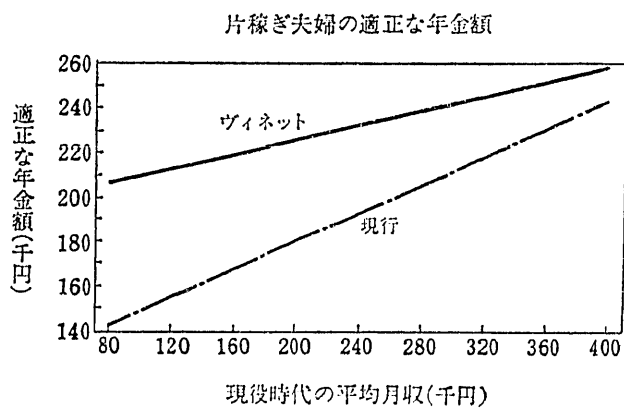
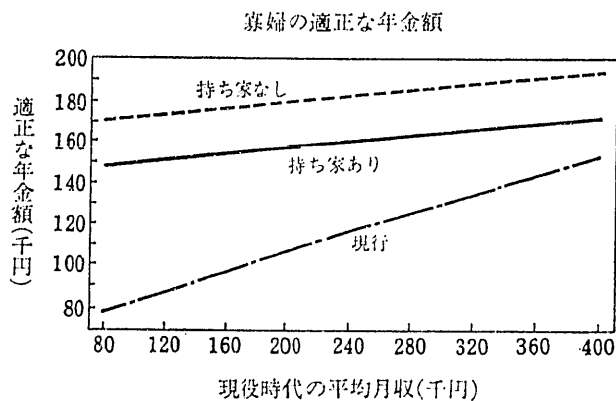
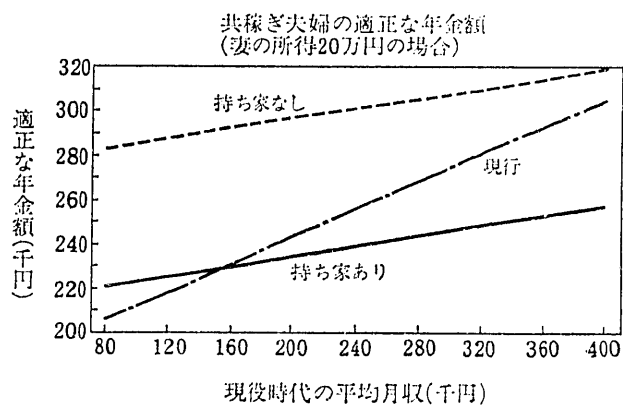
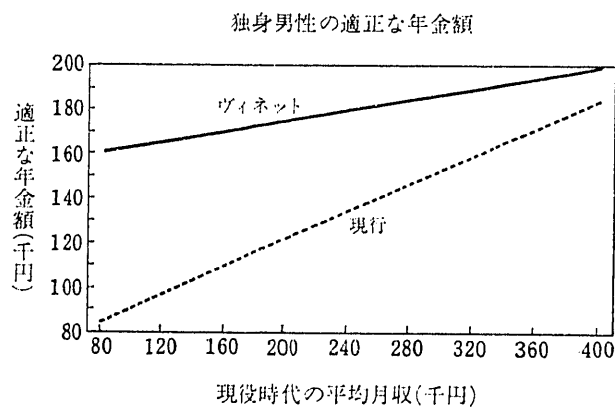
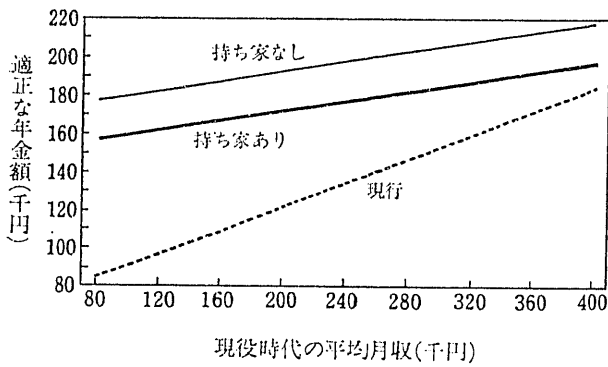
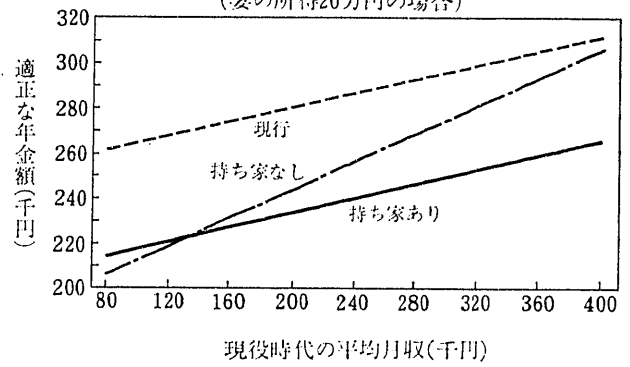


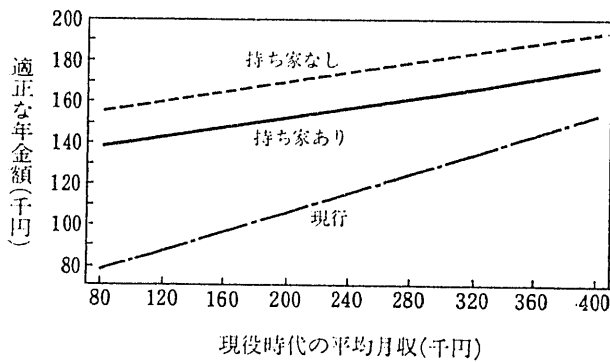
図 1-b

60歳代

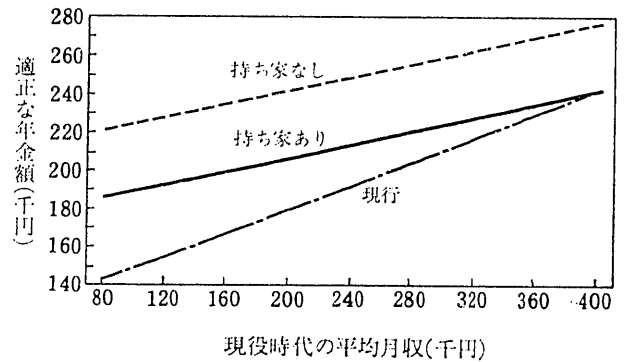
独身男性の適正な年金額

共稼ぎ夫婦の適正な年金額
(妻の所得20万円の場合)

寡婦の適正な年金額

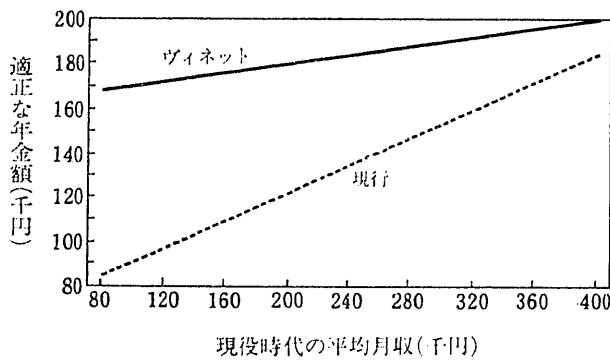
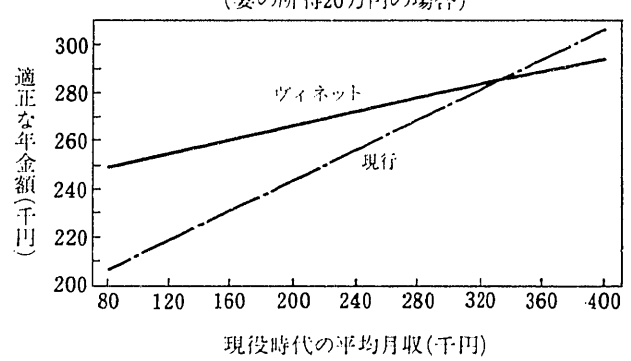


片稼ぎ夫婦の適正な年金額

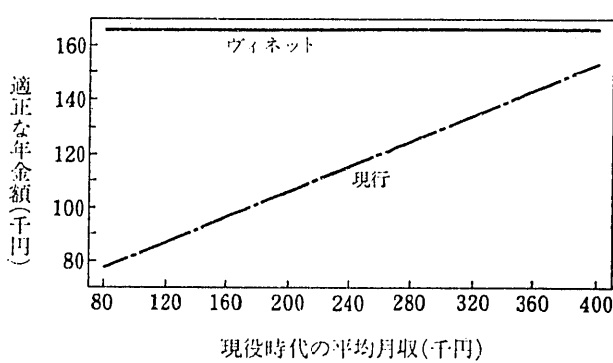


70歳以上

独身男性の適正な年金額

共稼ぎ夫婦の適正な年金額
(妻の所得20万円の場合)

寡婦の適正な年金額



片稼ぎ夫婦の適正な年金額

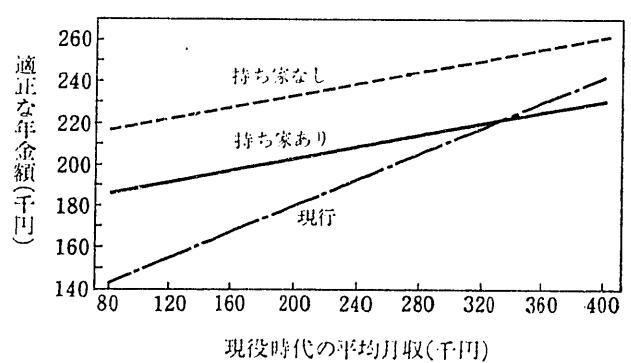


図 1-c

表 2 図 1 の直線の傾き

年金受給世帯 のパターン	独身男性	寡 婦	共稼ぎ 夫婦	片稼ぎ 夫婦
年齢階層				
20歳代	0.14498	0.12284	0.13231	0.24138
30歳代	0.16987	0.08999	0.14019	0.16353
40歳代	0.16286	0.08303	0.15812	0.20526
50歳代	0.12348	0.07390	0.11379	0.16172
60歳代	0.12894	0.11927	0.15891	0.17925
70歳以上	0.09651	0	0.14163	0.14166
現行制度	0.3162	0.23715	0.3162	0.3162

適正な年金制度のあり方として、拠出と給付との関連を重視する保険的な役割よりも、生活上の必要や低所得者への再分配効果を重視する公的扶助的な役割を望んでいることがわかる⁵⁾。

次に、年齢階層別に分析結果をみていくことにしよう。図 1 の直線の傾きを表にまとめたのが、表 2 である。傾きが小さい値をとるほど、拠出と給付の関連が弱く、低所得者への再分配効果が大きいとみなすことができる。まず初めに、表 2 の数字を各年齢階層ごとに横にみて、受給世帯パターン間での傾きの比較を行ってみよう。ただし、表 2 では、共稼ぎ世帯の場合、妻の所得を一定にし、夫のみの傾きが示されているので、妻の所得が切片に反映され、傾きに反映されていない。それゆえ、受給世帯パターン間の比較では、共稼ぎ世帯の傾きが過小評価されるので、共稼ぎ世帯は横の比較では除くことにする。3つの受給世帯パターンのうち、いずれの年齢階層においても、最も傾きの値が小さいのは、寡婦である。とりわけ、70歳以上の人を対象にした分析では、傾きの値がゼロ、すなわち、16万 5,857 円の定額給付が望ましいという結果が得られている。このように、寡婦の場合に、傾きが小さいのは、寡婦の老後の生活が、亡夫の現役時代の所得の大小にあまり影響されるべきではないという判断が働いたためだと思われる。

3つの受給世帯パターンのうち、2番目に傾きが小さいのは、30歳代を除くいずれの年齢階層においても、独身男性であった。このようなことから、世帯員が複数の片稼ぎ世帯よりも単身世帯のほうが、傾きが小さいといえるが、そうなる理由は、単身世帯のほうが生活費の必要度が小さいので、現役時代の所得が多いとしても、年金給付額は相対的に少なくともよいという判断が働いたためだと思われる。

次に、表 2 の数字を各受給世帯パターンごとに縦にみて、年齢階層間での傾きの比較を行ってみよう。一般的な傾向をみつけることは困難であるが、50歳代と70歳以上が、他の年齢階層と比べ、傾きが小さくなっているもので、この年齢階層の人は、他の年齢階層の人よりも、年金給付額の平準化を望んでいるようである。

ここで、持ち家の有無や子による扶養の有無により、どの程度、年金給付額に差をつけることが望ましいかの分析を行うことにしよう。表 3 には、4つの受給世帯パターンについて、年齢階層別に持ち家の有無の年金評価分と子による扶養の有無の年金評価分が示されている。表 3 の数値は、(1)式から(4)式により推定された持ち家ダミー H の回帰係数と子による扶養ダミー S の回帰係数をそれぞれ年金給付月額 B の回帰係数で割ることによって導出されている。

それでは、受給世帯パターン別に数値をみていくことにしよう。第 1 に、独身男性の場合、20歳代と60歳代が、持ち家の有無によって年金給付額に差をつけるべきだと考えている。20歳代は、独身男性の受給世帯が持ち家である場合、持ち家でない場合より、1万 8,061 円減額すべきであり、逆にいえば、独身男性の受給世帯が持ち家でない場合、持ち家である場合よりも1万 8,061 円増額すべきであると考えている。60歳代は、持ち家の有無により、年金給付額に2万 417 円の差をつけるべきであると考えている。他の年齢階層では、持ち家ダミーの回帰係数が10%水準で0と有意に異ならなかったのも、持ち

表 3 持ち家の有無と子による扶養の有無の年金評価分

(単位: 円)

年金受給世帯 のパターン	独身男性	寡 婦		共稼ぎ夫婦		片稼ぎ夫婦	
	持ち家	持ち家	子による扶養	持ち家	子による扶養	持ち家	子による扶養
20歳代	18,061	14,971	16,118	46,742	0	0	0
30歳代	0	18,541	11,734	49,988	0	22,725	0
40歳代	0	17,647	24,736	19,737	24,590	29,015	28,361
50歳代	0	22,372	0	62,295	0	0	0
60歳代	20,417	17,301	0	46,877	0	35,288	0
70歳以上	0	0	0	0	0	30,940	0
現行制度	0	0	0	0	0	0	0

家の有無により、年金給付額に差をつけるべきだという証拠はみられなかった。

第2に、寡婦の場合、70歳以上を除く5つの年齢階層で、持ち家のない人の年金給付額は、持ち家のある人よりも、金額にばらつきがあるものの、1万4,971円から2万2,372円の範囲にかけて増額させるべきだという結果が得られている。他方で、子による扶養の有無による年金評価分については、20歳代から40歳代の若年・中年層において、子による扶養がない場合には、ある場合よりも、寡婦の年金給付額を1万1,734円から2万4,736円の範囲にかけて増額させるべきだという結果が得られている。50歳代から70歳以上の中年・老年層では、子による扶養の有無で年金給付額に差をつけるべきだという結果が得られていない。

第3に、共稼ぎ世帯の場合、70歳以上を除く5つの年齢階層で、持ち家の有無によって、年金給付額に差をつけるべきだという結果が得られている。他の年金受給世帯と比べて、持ち家有無の給付差を大きく評価しているのが特徴となっており、40歳代では、2万円弱であるものの、20歳代、30歳代、60歳代では、4万円を超えており、50歳代では、6万円を超えている。子による扶養の有無による年金給付額の評価分については、40歳代のみがその必要性を認めており、給付差を2万4,590円と評価している。

第4に、片稼ぎ世帯の場合、20歳代と50歳代は、持ち家の有無による年金の給付差を認めていないが、30歳代から40歳代と60歳代から70歳以上は、持ち家の有無による年金の給付差を認めている。給付差は、2万円台から3万円台と評価されている。子による扶養の有無による年金の給付差については、40歳代のみが、その必要性を認めており、2万8,361円と評価されている。

一般的な特徴として、单身男性を除く他の受給世帯については、持ち家の有無によって年金給付額に差をつけるべきだと考える年齢階層が多く、他方で、共稼ぎや片稼ぎの夫婦世帯については、子による扶養の有無で年金給付額に差をつける必要はないと考える年齢階層が多くなっている。このことから、老後の所得保障を考える場合に、一般的に、子による扶養の有無はあまり重要でないが、持ち家の有無は重要であると認識されていることがわかる。

年齢階層別にみると、40歳代が、他の年齢階層と比べて、持ち家や子による扶養の有無によって年金給付額に差をつけるべきであると考えており、70歳以上は、他の年齢階層と比べて、持ち家や子による扶養の有無によ

って年金給付額に差をつける必要はないと考えている。ただし、70歳以上は、先に述べたように、他の年齢階層と比べて、年金給付額を平準化すべきであるという傾向がみられる。

V 分析上の問題点

最後に、分析上の問題点を指摘しておこう。まず初めに注意しなければならないのは、本稿の分析対象が、東京都在住の成人男女に限定されているという点である。分析対象を他の地域や全国にした場合には、違った結論が得られる可能性がある。

第2に、ヴィネットを使った分析は、あくまでも架空の状況下での選択をデータとして使っており、実際に同じ状況におかれた場合、ヴィネットの場合と同じ選択をするとはかぎらないことである。

第3に、ヴィネットに含める変数の選択において、恣意性が入るということである。今回の分析では、必要の要因として、持ち家の有無や子による扶養の有無を入れたが、金融資産の所有額等の要因も重要かもしれない。しかし、ヴィネットに多くの変数を入れると、適正度を判定する調査対象者の負担が多くなり、すべての変数を考慮することが困難になるので、今回は最小限の変数にとどめた。

第4に、今回の分析では、現行の制度を前提とした年金保険料の金額をヴィネットに示したものの、調査対象者が負担の側面をあまり考慮していないと考えられる点である。年金給付額を増やした場合、年金財政を安定させるためには、年金保険料や税の増大という形で負担も増大せざるをえないが、その点を調査対象者に理解させ、ヴィネットに回答してもらうことが今後の課題である。ただし、調査対象者の約3分の2が、年金給付を充実させるためには、負担増もやむをえないと考えているので、負担増についても、ある程度の許容度はあると思われる。

* 社会保障研究所の実施した老齢年金の意識調査において、年金総合研究センターより、研究助成をいただいた。ここに記して感謝申し上げたい。

注

- 1) 年金意識の先行研究に関するサーベイは、府川(1991)によりなされているので、そちらも参照されたい。
- 2) 現役時代の職業は民間サラリーマンを仮定しているので、分析対象としている年金制度は厚生年金である。加入期間は40年加入を仮定している。

- 3) 野口 (1991), 大田 (1991) は, 高齢者の持ち家比率が高いことに注目し, 老後の生活保障に居住用不動産を活用すべきであると主張している。また, 村上 (1990) は, 老後の所得保障でなく, 老後の介護サービス確保のための手段として, 持ち家利用の方法について分析している。
- 4) ヴィネットを使って, 適正な額を推計するという方法は, Jasso (1978), Jasso (1980), Jasso and Rossi (1977) らの考え方にしたがっている。ただし, 彼らは, 公正な所得を推計するためにヴィネットを使っている。
- 5) 野口 (1991) は, すでに現在の年金制度も公的扶助に近いので, 年金制度にもミーンズ・テストを実施すべきであると主張している。

参考文献

- 府川哲夫 (1991) 「年金意識の変遷」『季刊・年金と雇用』第10巻第1号, 70-86頁。
Jasso, G., (1978), "On the Justice of Earnings:

A New Specification of the Justice Evaluation Function," *American Journal of Sociology*, 83: 1398-1419.

Jasso, G., (1980), "A New Theory of Distributive Justice," *American Sociological Review*, 45: 3-32.

Jasso, G. and Rossi, P. H., (1977), "Distributive Justice and Earned Income," *American Sociological Review*, 42: 639-651.

村上雅子 (1990) 「介護サービスと持ち家資産」社会保障研究所編『住宅政策と社会保障』, 東京大学出版会。

野口悠紀雄 (1991) 「ストック経済における社会保障」『フィナンシャル・レビュー』第19号, 1-10頁。

大田弘子 (1991) 「老後所得保障における公私の役割分担」『フィナンシャル・レビュー』第19号, 54-71頁。

(つかはら・やすひろ 明治大学短期大学専任講師)